

# 企業年金のポータビリティの確保

(平成17年10月1日施行)

平成16年12月3日公布の政令、平成17年5月19日公布の省令  
および平成17年6月29日告示、平成17年7月5日通知に基づき、  
表題のポイントをサマライズしております。

社団法人 日本年金数理人会

The Japanese Society of Certified Pension Actuaries

# 1. ポータビリティには2つの方法

## ■ 「権利義務の移転」と「脱退一時金相当額の移換」

|     | 権利義務の移転   | 脱退一時金相当額の移換  |
|-----|---|--|
| 目的  | 合併・企業再編等により、事業所が加入していた制度を脱退し、他の制度に加入する場合の不利益を極力防止する       | 雇用の流動化の伸展とともに増加する短期勤続者の給付を通算し、年金の受給資格を付与する   |
| 適用  | 基本的には事業所単位<br>権利義務の範囲の決め方によっては受給者等も移転可<br>個人単位も可（現行は一部で可） | 個人単位<br>ただし、加入者期間が20年未満であり、かつ、移換前制度の年金の受給権を有さないことが条件<br>なお、企業年金連合会からの移転は年金を開始していないこと |
| 移換額 | 継続基準や非継続基準に基づいた合理的な方法により、当該事業所等に係る額として年金資産を按分した額          | 移換前の制度に基づく脱退一時金相当額   |
| 給付  | 一般的には移転先の制度内容に基づき給付<br>給付減額を伴う場合は減額手続きが必要                 | 移換先の制度内容に基づき給付（加入者期間の調整可能）   |

## ■ 「権利義務の移転」と「脱退一時金相当額の移換」の相違点

|         | 権利義務の移転                                  | 脱退一時金相当額の移換  |
|---------|--|--|
| 加入期間の通算 | 移転先においては、移転元の「義務」を引き継ぐため、加入期間を原則としてすべて通算 | 「義務」の引き継ぎは不要のため、移換元の加入期間を移換先の規約に照らして合理的に換算した上で通算可能 |
| 加入期間の制限 | 制限はなし                                    | 移換対象者は加入期間20年未満の者であり、年金受給権を有する者は除く                 |

## 2. 法改正前後のポータビリティの比較

### (1) 個人単位での権利義務の移転・脱退一時金相当額の移換の可否

| 移転・移換先<br>移転・移換元            | 厚生年金基金  | 確定給付企業年金                                   | 確定拠出年金                                    | 企業年金連合会<br>(現厚生年金基金連<br>合会)                            |
|-----------------------------|---|--|---|--|
| 厚生年金基金                      | ①×→○<br>【改正後】<br>移転先が将来返上の認可<br>を受けていない場合         | ②×→○<br>【改正後】<br>基本部分は企業年金連合<br>会に移転される    | ③×→○<br>(個人型：○→○<br>国民年金基金連合会への<br>移換は可能) | ④○→○<br>制度終了時の年金通算を<br>含む                              |
| 確定給付企業年金                    | ⑤○→○<br>双方の規約において、予<br>め権利義務承継を定めて<br>いる場合        | ⑥○→○<br>双方の規約において、予<br>め権利義務承継を定めて<br>いる場合 | ⑦×→○<br>(個人型：○→○<br>国民年金基金連合会への<br>移換は可能) | ⑧△→○<br>制度終了時の年金通算を<br>含む<br>【改正前】<br>基金加入期間のある者の<br>み |
| 企業年金連合会(現<br>厚生年金基金連<br>合会) | ⑨△→○<br>制度終了時の年金通算を<br>含む<br>【改正前】<br>元の基金への復帰者のみ | ⑩×→○<br>【改正後】<br>制度終了時の年金通算を<br>含む         | ⑪×→○<br>【改正後】<br>制度終了時の年金通算を<br>含む        | なし   |

○権利義務の移転が可能なのは網掛け部分のみ。今回の法改正で個人単位は①②が、事業所単位では②が新たに可能になった。

○脱退一時金相当額の移換については、これまで厚生年金基金から現厚生年金基金連合会のみ可能であったが、今回の法改正でそれ以外のケースについても新たに可能となった。

○平成18年9月迄には移転元・移転先になった場合について、ポータビリティに関する規定を年金規約に定める必要がある。平成17年10月時点で移転元となる制度の規約変更が未済であっても、移転先規約で資金受入の手当てがなされている場合、本人から移転の申し出があれば対応しなければならない。

## 2. 法改正前後のポータビリティの比較

### (2) 権利義務の移転・脱退一時金相当額の移換時におけるポイント

|   |                           | 個人単位の権利義務移転時の取り扱い                         | 脱退一時金相当額の移換       |                                  |  | 備考   |
|---|---------------------------|---|-------------------|----------------------------------|--|--|
|   |                           |   | 加入員（者）期間の合算       | 移換申出期限                           | 引継事項   |  |
| ① | 厚生年金基金<br>↓<br>厚生年金基金     | 原則として移転元の加算加入員期間を移転先の加算加入員期間とみなす（従来は規定なし） | 全部または一部（加入員期間に合算） | 資格喪失時から1年以内<br>かつ<br>資格取得時から3月以内 | 氏名／性別／生年月日<br>基礎年金番号<br>脱退一時金相当額およびその算定基礎期間<br>基金加入員の資格取得／喪失年月日<br>（脱退一時金相当額の移換は基本部分の権利義務移転と併せて行う）<br>標準報酬関係 | 脱退一時金相当額の移換<br>■ 加算部分について適用し、基本部分の加入員期間は全期間通算<br>■ 加入員期間20年未満の者が対象。ただし、元の基金で年金受給権を有している場合は除く |
| ② | 厚生年金基金<br>↓<br>確定給付企業年金   | 原則として移転元の加算加入員期間を移転先の加入者期間とみなす（従来は規定なし）   | 全部または一部           | 資格喪失時から1年以内<br>かつ<br>資格取得時から3月以内 | 氏名／性別／生年月日<br>脱退一時金相当額およびその算定基礎期間<br>基金加入員の資格喪失年月日   | ■ 基本部分は移換元基金の規約に基づく。一般には、企業年金連合会に移換されるため、確定給付企業年金に移換されるのは加算部分のみ                              |
| ③ | 厚生年金基金<br>↓<br>確定拠出年金     | —   | 全部（通算加入者等期間に合算）   | 資格喪失時から1年以内<br>かつ<br>資格取得時から3月以内 | 氏名／性別／生年月日<br>基礎年金番号（個人型年金加入者の場合）<br>脱退一時金相当額およびその算定基礎期間の開始日／終了日   | ■ 本人からの申出要<br>■ 移換額には、全額事業主掛金として本人拠出分も含めることが可能（本人の同意要）                                       |
| ④ | 厚生年金基金<br>↓<br>企業年金連合会    | —   | 全部または一部           | 資格喪失時から1年以内                      | 氏名／性別／生年月日／住所<br>基礎年金番号<br>脱退一時金相当額およびその算定基礎期間<br>基金加入員の資格取得／喪失年月日<br>標準報酬関係                                 |  |
| ⑤ | 確定給付企業年金<br>↓<br>厚生年金基金   | 原則として移転元の加入者期間を移転先の加算加入員期間とみなす            | 全部または一部（加入員期間に合算） | 資格喪失時から1年以内<br>かつ<br>資格取得時から3月以内 | 氏名／性別／生年月日<br>基礎年金番号<br>脱退一時金相当額およびその算定基礎期間<br>確定給付企業年金加入者の資格喪失年月日   |  |
| ⑥ | 確定給付企業年金<br>↓<br>確定給付企業年金 | 原則として移転元の加入者期間を移転先の加入者期間とみなす              | 全部または一部           | 資格喪失時から1年以内<br>かつ<br>資格取得時から3月以内 | 氏名／性別／生年月日<br>脱退一時金相当額およびその算定基礎期間<br>本人拠出相当額<br>確定給付企業年金加入者の資格喪失年月日  | 脱退一時金相当額の移換<br>■ 加入員期間20年未満の者が対象。ただし、元の確定給付企業年金で年金受給権を有している場合は除く                             |

## 2. 法改正前後のポータビリティの比較

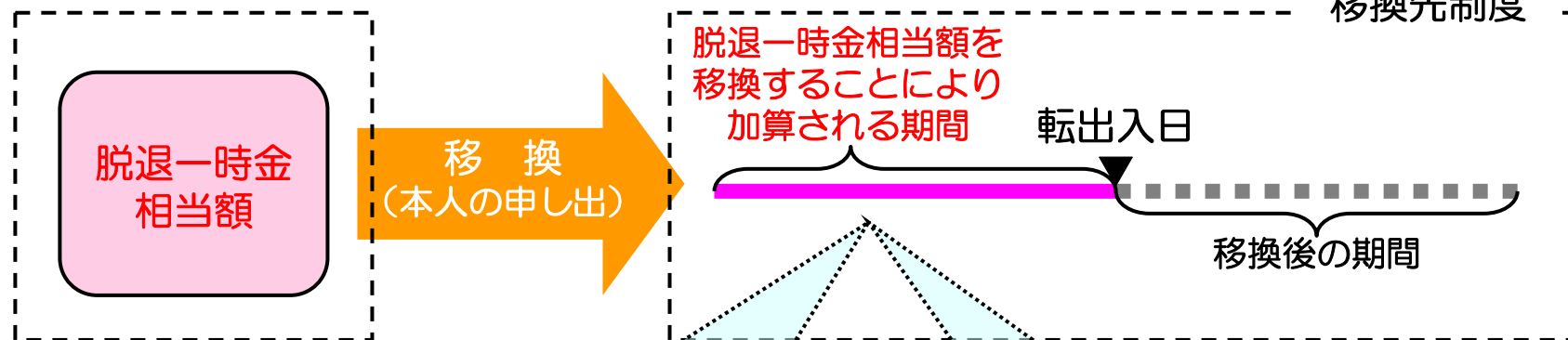
### (2) 権利義務の移転・脱退一時金相当額の移換時におけるポイント

|   | 個人単位の権利義務移転時の取り扱い        | 脱退一時金相当額の移換 |  |                                  | 備考   |   |
|---|--------------------------|-------------|--|----------------------------------|--|---|
|   |                          | 加入員(者)期間の合算 | 移換申出期限   | 引継事項                             |  |   |
| ⑦ | 確定給付企業年金<br>↓<br>確定拠出年金  | —           | 全部<br>(通算加入者等期間に合算)  | 資格喪失時から1年以内<br>かつ<br>資格取得時から3月以内 | 氏名/性別/生年月日<br>基礎年金番号(個人型年金加入者の場合)<br>脱退一時金相当額およびその算定基礎期間の開始/終了日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本人からの申出要</li> <li>■ 移換額には、全額事業主掛金として本人拠出分も含めることが可能(本人の同意要)</li> </ul>  |
| ⑧ | 確定給付企業年金<br>↓<br>企業年金連合会 | —           | 全部または一部  | 資格喪失時から1年以内                      | 氏名/性別/生年月日/住所<br>基礎年金番号<br>脱退一時金相当額およびその算定基礎期間<br>本人拠出相当額<br>確定給付企業年金加入者の資格喪失年月日   |   |
| ⑨ | 企業年金連合会<br>↓<br>厚生年金基金   | —           | 【厚生年金基金から引き継いだ者】加算部分の全部または一部<br><br>【確定給付企業年金から引き継いだ者】全部または一部を加算加入者期間に合算 | 資格取得時から3月以内                      | <p>【共通】氏名/性別/生年月日/基礎年金番号</p> <p>【厚生年金基金から引き継いだ者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ④の引継事項</li> <li>■ 年金給付等積立金の額およびその算定基礎期間(年金給付等積立金の移換は基本部分の権利義務移転と併せて行う)</li> </ul> <p>【確定給付企業年金から引き継いだ者】<br/>積立金の額およびその算定基礎期間</p> | <p>脱退一時金相当額の移換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 加算部分について適用し、基本部分の加入者期間は全期間通算</li> <li>■ 移換額は企業年金連合会規約で定める</li> <li>■ 本人の申し出を受けた移換先が企業年金連合会に申し出</li> </ul> |
| ⑩ | 企業年金連合会<br>↓<br>確定給付企業年金 | —           | 全部または一部  | 資格取得時から3月以内                      | <p>【共通】氏名/性別/生年月日</p> <p>【厚生年金基金から引き継いだ者】<br/>年金給付等積立金の額およびその算定基礎期間</p> <p>【確定給付企業年金から引き継いだ者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 積立金の額およびその算定基礎期間</li> <li>■ 本人拠出相当額</li> </ul>                                      | <p>脱退一時金相当額の移換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 移換額は企業年金連合会規約で定める</li> <li>■ 本人の申し出を受けた移換先が企業年金連合会に申し出</li> </ul>   |
| ⑪ | 企業年金連合会<br>↓<br>確定拠出年金   | —           | 全部   | 資格取得時から3月以内                      | <p>【共通】氏名/性別/生年月日/基礎年金番号(個人型加入者となる場合)</p> <p>【厚生年金基金から引き継いだ者】<br/>年金給付等積立金の額およびその算定基礎期間の開始/終了日</p> <p>【確定給付企業年金から引き継いだ者】<br/>積立金の額およびその算定基礎期間の開始/終了日</p>   | <p>脱退一時金相当額の移換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 移換額は企業年金連合会規約で定める</li> <li>■ 本人の申し出を受けた移換先の事業主または国民年金基金連合会が企業年金連合会に申し出</li> </ul>                         |

### 3. 脱退一時金相当額等の算定基礎期間の一部を、移換先の加入員（者）期間に合算する場合の算定方法

#### 移換元制度

厚生年金基金／確定給付企業年金／企業年金連合会



移換先制度：厚生年金基金／確定給付企業年金

移換先制度：企業年金連合会／確定拠出年金

- 移換先の規約に照らして、脱退一時金相当額等の算定基礎期間を算定すること  
→算定された期間が移換元における脱退一時金相当額等の算定基礎期間を超える場合にあっては、当該算定基礎期間とする。
- 上記にかかわらず、規約に定めることにより、移換元における脱退一時金相当額等の算定基礎期間を合算しない取扱いも可能  
→合算しない場合の加入者期間が1年未満である者に限る
- 当該中途脱退者等について不当に差別的なものでなく、合理的な計算方法であると認められること

- 企業年金連合会  
→脱退一時金相当額等をベースに法令および企業年金連合会規約に従い給付
- 確定拠出年金  
→期間の一部を合算することは不可。移換元の全期間を合算すること

## 4. 厚生年金基金→確定給付企業年金への事業所単位での権利義務移転

今回のポータビリティの拡充により、厚生年金基金→確定給付企業年金への事業所単位での権利義務移転が可能となりました。総合型基金を中心に適用されるケースもあると考えられるため、以下にポイントをまとめています。

|     |        |   |
|-----|--------|---|
| 移換額 | 代行部分   | 厚生年金基金→確定給付企業年金へ権利義務を移転する場合は、解散基金加入員とみなされる。代行部分の支給義務は企業年金連合会へ移転される。<br>→解散時と同様に計算した最低責任準備金を過去期間代行給付現価で按分した額を移換。   |
|     | 代行部分以外 | 移転元と移転先の規約に定める額を移換。<br>→継続基準や非継続基準に基づいた合理的な方法により、当該事業所に係る額として年金資産から最低責任準備金を控除した額を按分して移換。  |
| 手続き | 移転元    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代議員の定数の3/4以上の多数による議決</li> <li>・ 移転事業所の事業主の全員の同意</li> <li>・ 移転事業所に使用される加入員の1/2以上の同意</li> <li>・ 移転事業所以外の事業所にかかる代議員の3/4以上の同意</li> <li>・ 加入者であった者またはその遺族にかかる権利義務の移転を行う場合は当該者の同意</li> </ul> |
|     | 移転先    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各事業所の過半数で組織する労働組合または過半数を代表する者の同意<br/>(基金型の場合は、代議員の定数の3/4以上の多数による議決)</li> </ul>   |